

中国WTO加盟後初の保険法改正

保険研究部門 沙 銀華 saginka@nli-research.co.jp

1.保険法改正の経緯

昨年末にWTO加盟を実現した中国で、最近、 保険法改正の動きが出てきた。中国保険監督管理委員会が国務院に提出した「保険法改正法案」 (以下、「改正法案」と略す)は、2002年5月、 国務院の常務会議で国務院はこれを採択した。 全国人民代表大会に提出し審議することを要請し、同年6月28日、全国人民代表大会常務委員会において改正法案に対する第一回目の審議が行われた。その後、8月23日の第二回目審議、 10月28日の最終審議を経て改正法案は採択された。改正された保険法(以下、「改正法」と略す)は、2003年1月1日から施行される。

中国保険法は、1995年6月30日、第8期全国 人民代表大会常務委員会第14回会議において採 択された。これは、新しい中国が誕生して以来、 初めての保険法である。また、当該法は、保険 契約法と保険業法を混合した法律であり、全8 章、152ヶ条よりなる。この中に、総則、保険 契約、保険会社、保険経営規則、保険業の監督 管理、保険代理人および保険仲立人、法律責任、 付則を含んでいる。当該法は、同年10月1日よ り施行されてから7年になる。今回、保険法を 改正する方向に踏み出した主な理由は、次に掲 げる2つであると見られる。

第一に、WTO加盟時の約束を果たすため、 保険法の改正に踏み出さなければならなくなっ たという点である。

中国は、2001年12月10日、世界貿易機構(WTO)に正式に加盟することになった。WTOに加盟するとき、中国政府は、保険市場の開放について、WTOと約束を交わした(注1)。

現行保険法には、上記の内容と食い違う定めがあり、WTO加盟時の約束を果たすためには、保険法を改正しなければならない。

第二に、保険法が実施されて、約7年が経つが、保険法を実施する際、様々な問題点が発見され、法改正の要望が高まっており、そのニーズに対応するためにも、保険法の改正は始められた。

改正法の内容をみると、今回の改正では全 152ヶ条の中32ヶ条を改正し、6ヶ条を設した ことがわかる。ところが、新改正された条文は ほとんど保険業法と関係する条文であり、保険 契約法部分はわずか3ヶ条しか改正されていな いことが明らかになった。

2.保険法改正の原則

保険監督管理委員会の説明によると、今回の

改正は3つの原則に従って行われたとのことである。

第一に、WTOに加盟する際各加盟国と交わした約束の部分を保険法に反映する必要があり、その約束と異なる部分を改正すること、

第二に、ほぼ7年間の実施で明らかにされた 問題点を改正すること、

第三に、司法解釈その他の方法を通して説明できる条文、または改正をしてもしなくても支障のない条文については、今回は暫定的に改正しないこととなった。

3.保険法改正の主な内容

保険法改正の主な内容は次の通りである。 健康保険と傷害保険

保険法は、保険会社の業務範囲について、財産保険と人身保険を兼業することができないと定めている(91条2項)。改正法では、財産保険会社は保険監督管理委員会の認可があれば、短期健康保険および傷害保険業務を営むことができるという内容が追加される。こうすれば、傷害保険等は、財産保険会社でも人寿保険会社でも営むことができ、財産保険にも人身保険にも専属せず、第三分野になると考えられる。

青任準備金

改正法は、保険会社のソルベンシーを保つ目的で、各種の責任準備金を積み立てる方針を打ち出している。ところが、それらの責任準備金の積み立て方法と比率について、改正法では規定されておらず、保険監督管理委員会に任せる方式を提案している。具体的に説明すると、改正法では、各種の責任準備金の積み立てに関する原則は法で定め、責任準備金の積み立ておよび繰り越しの具体的な方法については、保険監督管理機構が制定する、としている。そうすると、すべての責任準備金の積立方法と比率を規

制する行政規定の作成権、またそれらの施行権、 監督権は、完全に保険監督管理委員会に任せる という方式をとることになる。

保険約款と料率

保険法では、主要な保険種類の保険基本約款 と保険料率は統一的に制定し管理する趣旨を定 めているが、改正法では、保険監督管理委員会 が統一的に制定することをやめ、主要な保険種 類の保険基本約款と保険料率に関する審査の範 囲および具体的な方法は、保険監督管理機構が 制定すると定めている。

保険監督管理委員会の権限が強まる

改正法では改正前の法より著しく保険監督管理委員会の権限が強まる傾向がある。改正法のほとんどの条文は、「保険監督管理機構の関連規定に従って……」「具体的な方法は、保険監督管理機構が制定する」と定めている。特に、保険法107条に対する改正法(新109条)では、保険監督管理機構は、保険会社が金融機構の口座にある残高を調べる権限を有する、と定めている。

法律、行政規定の違反行為に対する処罰の強化 改正法では、行政法律、規定への違反行為に 対する処罰が強化されている。前述したように、 改正法の中で改正あるいは新設した条文は38ヶ 条あるが、その中で処罰の内容に関する条文は、 全部で13ヶ条あり、改正条文の約34%を占めて いる。

今回の保険法改正は、業法部分のみを改正するもので、様々な問題を内包したまま法改正を 実行したものと言える。今後の保険契約法に関する対処、また一連の推移については興味深く 見守る必要があると考えられる。

⁽注1)詳細は、拙稿の「中国WTO加盟後の外資保険会社に 対する新しい法規制」(インシュアランス、損保版、 2002年1月17日)参照。